

手話く心をつなぐ見る言語く

令和元年10月に「燕市手話言語の普及等の推進に関する条例」が施行されました。手話とは、手指の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。市は、皆さんの手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境づくりを目指しています。

市ホームページはこちら



◎ろう者とは、先天性または幼少時の失聴で、手話を母語または主なコミュニケーション手段とする人たちです。



マンガ作：きくざきさん(日本アニメ・マンガ専門学校 マンガ・イラストマスター科所属)

条例の目的

手話への理解を深め、手話を使いやすい環境づくりに努めることにより、すべての人がお互いの個性と人格を尊重し合い、共に生きる地域社会の実現を目指すことを目的としています。

皆さんへお願い

- 【市民の皆さん】
 - ・手話という言語に興味を持って、ろう者と会話をしてみてください。
 - ・手話サークルなどで、ろう者と交流して理解を深めましょう。
 - ・災害や緊急時、ろう者に対しては、手話や身振り、筆談などで必要な情報を伝えてください。
- 【事業者の皆さん】
 - ・ろう者を雇用している職場では、積極的に情報保障を行い、働きやすい環境の整備に努めてください(情報保障のご相談は社会福祉課障がい福祉係まで)。

ろう者も含め、聴覚に障がいのある人は、音による周囲の状況判断が困難です。そのため、音声アナウンスなどに気づかないことがあります。

手話ができなくても、身振りや筆談などでコミュニケーションを取ることができます。特に災害時はこのような支援をお願いします。

あなたも学びませんか？

手話サークル

- 吉田手話サークルふれあい
- 【夜】(奇数月) 毎週火曜日 午後7時30分～9時、(偶数月) 毎週月曜日 午後7時30分～9時 【昼】毎月第2・4木曜日 午後2時～3時30分
- 燕市民交流センター
- 燕市手話サークル愛
- 【夜】 1・3木曜日 午後7時30分～9時 所 中央公民館
- 【昼】 土曜日(不定期) 午前10時～11時30分 所 燕市老人福祉センター

手話出前講座

事業所や学校などに手話講師を派遣する「出前講座」を行っています。
 関会社、福祉施設、学校、自治会、各種団体など、市内在住の人が5人以上いる団体 内 簡単なあいさつなどの手話の指導 時 2時間以内(学校などの場合は45分でも可) 申 希望する日の14日前までに申込書を社会福祉課へ持参かファクス、郵送、電子メールにて提出 他 受講料は無料。資料の印刷代や会場使用料などは受講団体の負担。

問合せ

社会福祉課障がい福祉係(市役所1階22番窓口)
 ☎ 0256・77・8172
 ☎ 0256・77・8108
 〒959-0295
 燕市吉田西太田1934
 ✉ shakahukushi@city.tsuabame.lg.jp